

「自動車税環境性能割」及び「軽自動車税環境性能割」 は、2026年3月31日で廃止となりました

2026年3月31日の参議院本会議において、地方税法改正案が可決・成立し、「自動車税環境性能割」及び「軽自動車税環境性能割」は、新車、中古車を問わず、2026年3月31日で廃止となりました。

これに伴い、「自動車税(種別割)」は「自動車税」に、「軽自動車税(種別割)」は「軽自動車税」にそれぞれ名称変更されました。

会員各社におかれましては、これらを踏まえ、新車・中古車について広告や商談、契約等する際は、適切に対応いただきますよう、お願いいたします。

当協議会がこれまで発行した各種マニュアル及びホームページ等には、「自動車税(又は軽自動車税)環境性能割」や「自動車税(又は軽自動車税)種別割」の表記が残っている箇所がありますが、以下のとおり修正いただきますようお願いいたします。

- ① 「自動車税(又は軽自動車税)環境性能割」の記載については、**削除**
- ② 「自動車税(又は軽自動車税)種別割」の記載については、**「自動車税(又は軽自動車税)」に変更(読み替え)**

※ 詳細については、別紙をご参照ください。

【本件に関するお問合せ先】

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

<「自動車税環境性能割」、「自動車税種別割」について記載した箇所の修正例>

「2026年版 中古車規約マニュアル」の場合

【P13】「支払総額」に含まれる「諸費用」の考え方

<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content;">「自動車税」に変更</div>	2) 税金 (税金ではないが、税金に準じて扱うものを含む)	
	①自動車重量税	▶車検取得時(月割はない)
	②自動車税種別割	▶月割で算出(未経過相当額を含む)
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content;">削除</div>	③自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	▶車両取得時(免税あり)

【P55】注文書の表示例

<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content;">削除</div>	帯 税 額 金	自動車税(環境性能割)	i	
		自動車重量税	j	
		自動車税(種別割) 年月～年月)	k	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content;">「自動車税」に変更</div>		計	$l = i + j + k$	